平成２８年（フ）第２３２号
静岡県富士市神谷404番地の６
債務者　神尾　和生
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５号
静岡県富士宮市野中1041番地の９
債務者　吉成　頼子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３７号
静岡県富士市五貫島785番地の１　コーポ靖国204号
債務者　**廣**瀬　秀明
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第９号
静岡県賀茂郡南伊豆町伊浜769番地
債務者　高橋　信廣
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２０３６号
愛知県津島市藤里町１丁目７番地１　イーストコメマツ401号
債務者　篠上　容子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３７号
愛知県津島市藤里町１丁目７番地１　イーストコメマツ401号
債務者　櫻井　佑子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
三重県伊賀市緑ケ丘南町3884番地の10
債務者　中村友美子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１２号
滋賀県長浜市常喜町300番地22　常喜団地３－１号室
債務者　山田　　靜
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
広島県東広島市入野中山台２丁目５番20号
債務者　的場　伸也
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４号
広島県東広島市入野中山台２丁目５番20号
債務者　的場　厚子
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３号
広島市西区天満町４番14―203号
債務者　松川　剛大
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７号
広島市西区中広町３丁目16番３号
債務者　進　　裕則
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７号
広島市東区戸坂新町２丁目１番27―206号
債務者　田口　時彦
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３号
広島市中区中町２番18―801号
債務者　久保田彩湖（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
広島県三原市和田１丁目８番11号
債務者　長尾　直子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１８号
山口県下関市稗田町２番11号
債務者　髙橋　良行
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
宮崎市出来島町155番地２　リバコーポ山脈203号、前住所宮崎市東大宮２丁目13番38号
債務者　福囿里佳子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮崎県都城市山之口町花木2547番地10
債務者　宇都　竜也
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部